

いじめ防止基本方針

札幌市立厚別北小学校
生徒指導委員会

令和5年（2023年）4月

札幌市立厚別北小学校 いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる。」という基本認識をもち、児童一人一人が安心して学校に通い、楽しく豊かな学校生活を送ることができるいじめのない学校をつくるために《 厚別北小学校 いじめ防止基本方針 》を策定している。

なお、この基本方針は固定化するものではなく、状況の変化、保護者・地域の意見等を取り入れながら改訂を行っていく。

II いじめについて

1 定義

いじめ防止対策推進法では、以下のとおり「いじめ」を定義している。

【 いじめの「定義」 】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等

- ① 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う
- ② 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が
- ③ 心身の苦痛を感じている ものをいう。

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

[平成 25 年 いじめ対策推進法 第 2 条]

2 いじめの態様

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、人によって感じ方、捉え方が様々であり難しい部分がある。大前提として、いじめられた児童の立場に立つこと、いじめにつながる危険性があることすべてに対して対応することが必要と考える。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものがあげられている。

【具体的ないじめの態様】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

Ⅲ 厚別北小学校のいじめ防止基本方針

1 「いじめ防止」に対応する校内組織の構成

校内生徒指導委員会 [チーフ]特別支援コーディネーター

養護教諭 各学年より1名 主幹教諭 スクールカウンセラー (教頭)

※状況に応じて、当該児童の担任・学年等関係者が加わる。

2 基本理念

- 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」ことを踏まえ、いじめを生まない対人関係づくりに向けた教育活動を推進していきます。
- 子どもたち一人一人の成長を促し、安心して過ごさせていけるよう、きめ細かい指導の充実を目指します。
- 事案が発生したときには、「組織的に」「迅速・丁寧に」かつ「慎重に」対処し、解決へ向かいます。

3 事前の取組(未然防止の取組)

(1) 学校全体で

- ① 全教育活動を通して「いじめは許されない」という認識をもつとともに、一人一人が認められ、心が満たされるよう、学校生活が送れるよう関わる。
- ② 授業をはじめ、学校生活の様々な場面で他者と関わる機会を工夫し、互いの違いを認め合い、受け入れる風土を醸成する。
- ③ 日常の看取り、学校独自のものを含むアンケートなどを通して、子どもたちの交友関係や悩み、いじめの実態がないかを把握する。
- ④ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

(2) 児童に

- ① 「いじめは許されない」という意識をもてるよう、様々な機会を通して伝えていく。
- ② いじめられている場面を見た際、先生や家族に知らせることが、友達を守る、助ける行為だという意識をもてるよう指導する。
- ③ お互いのよさを認め合う喜びを実感できる場を数多く設けていく。

(3) 教職員に

- ① 児童がお互いのよさを認め合い、一人一人が自分の居場所を感じられるような学年・学級経営に努め、信頼関係を深めていく。
- ② 日々の授業改善に努め、子どもの力を最大限に伸ばすことにより、一人一人の心を満たす学習を展開する。

(4) 保護者・地域に

- ① 学校便り・学年便り・学校ホームページなどを通して、いじめ問題について発信し、共有を図る。
- ② 家庭と学校の連携を重視し、気になることや兆候が見られた場合、迅速に連絡・相談を行っていく。

4 発生時、発生後の対応

〈 事案が発生 〉

(1) 生徒指導（いじめ防止）委員会の招集開催

- ① 事実確認と問題点の洗い出し
- ② 面接調査実施についての判断及び実施時の役割分担
- ③ 当該児童に関する行動観察方法検討
- ④ 保護者への連絡方法検討
- ⑤ 関係機関への連絡

(2) 具体的取組

- ① 情報の収集、整理・確認
 - ・状況（日時、場所、人数）
 - ・動機、背景（集団の場合、どのようなグループ構成かも）
 - ・被害児童の日常生活、家庭、保護者のいじめの捉え
 - ・加害児童の日常生活、家庭、保護者のいじめの捉え
 - ・教職員の本事案に対する捉え
- ② 指導、支援体制を組む
 - ・被害児童（担任、養護教諭など） 加害児童（担任、学年など）
 - ・被害、加害児童の保護者への対応（複数体制で）
 - ・関係機関、札幌市教育委員会との連携（管理職）
 - ・職員への周知（管理職・特別支援コーディネーター）

③児童への指導、支援

〈 被害児童に対して 〉

- 当該児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- いじめられた児童に対して「徹底して守り通すこと」「いじめられた側は悪くはない」ことを伝え、不安を除去する。
- いじめられた児童に寄り添い、支えてくれる人との連携を図っていく。
(家族、友達、教職員 など)

〈 加害児童に対して 〉

- 速やかに、聞き取りを行う。不平、不満や言い分、訴えを聞き、抱えている問題を解決するための支援を行う。
- いじめについて、「人格を傷付ける」「生命、身体または財産を脅かす行為である」ことを理解させるとともに、いじめられている者の辛さにも気付かせるように丁寧に対応する。
- 活躍の場や役割を与え、所属感、自己有用感を高めていけるような場の設定を進めるとともに、丁寧な声掛けを行い、集団の中で孤立感を抱かせないよう配慮していく。

〈 周囲の児童に対して 〉

- 自分たちにも関係する問題として捉えていけるよう指導していく。いじめは、人格を傷付け、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、いじめられている者の辛さにも気付いていけるよう、慎重かつ丁寧に全体への指導を進めていく。
- いじめをそのままにせず、止める勇気、誰かに知らせる勇気の必要性を説いていく。

④ 保護者との連携

- ・速やかに 被害者児童宅・加害者児童宅に連絡し、情報を共有する。

⑤ 解決に向けた指導の継続と再発防止

- ・全職員で、解決に向けた対応を共有していく。
- ・被害児童への定期的な聞き取りを行い、その後の様子を観察する。
- ・加害児童に対しても、声掛けを行いながら様子を観察していく。
- ・聞き取り、観察で得た情報は、保護者（被害児童・加害児童）に伝えるとともに、家庭での様子も交流を図る。情報を共有し、見守っていくことを確認していく。

⑥ いじめの解消の確認

- ・いじめが解消している状態とは少なくとも二つの要件が満たされている必要がある。

① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。

ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

- ・いじめが解消している状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童を注意深く観察する必要がある。
- ・被害児童がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続した観察、声掛け、支援を行っていく。

⑦ 生徒指導（いじめ防止）委員会の開催

- ・事案について、解決とするかの判断を行う。（関係機関への連絡も確認）
- ・事案についてのこれまでの取組についての評価、再検討を行う。
- ・職員への周知を行う。

⑧ 確実な引継の徹底

- ・新年度を迎え、進級・進学の際に事実、経過、現在の状況など必要な情報を確実に伝達共有する。
そのためにも、記録を「発生時→指導→解決」まで継続していく。
- ・中学校へも確実に引継を行う。

5 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合は、事実関係を明確にするための調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める

(1) 重大事態とは

- 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
具体的には次のようなケースなどが想定される。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の対応

① 重大事態発生の報告

- ・学校から教育委員会に、教育委員会から市長に重大事態の発生を報告する。

② 調査主体の判断

- ・教育委員会が、学校と教育委員会のどちらが調査の主体になるかを判断する。

〈学校が調査の主体の場合〉

学校の調査組織に弁護士などの専門家を加えて実施

〈教育委員会が調査の主体の場合〉

「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」で実施

③ 調査の実施

- ・事実関係を明確にするとともに、同種の事態発生の防止を図ることを目的とする。
- ・聴き取り調査（被害児童、在籍児童、教職員）を行う。

④ 調査結果の提供・報告

- ・調査の進捗状況、結果については調査主体である学校又は教育委員会から、当該児童及び保護者に適切な方法で提供する。
- ・調査結果は、教育委員会から市長に報告する。

⑤ 再調査の実施

- ・市長により必要があると認めるときは、再調査を行う。
(市の附属機関「札幌市子ども・子育て会議」において行う)

⑥ 再調査結果の提供・報告

- ・再調査の進捗状況、結果については調査主体である学校又は教育委員会から、当該児童及び保護者に適切な方法で提供する。

⑦ 調査結果・再調査結果の措置

- ・市長及び教育委員会は、調査結果及び再調査結果を踏まえ、当該重大事態に対する必要な措置を講ずる。

(3) 重大事態発生時の警察との連携

児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

〈参考:いじめ防止対策推進法 第23条第6項〉

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害を生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

警察と連携した「いじめ問題」への対応

札幌市教育委員会 令和5年(2023年)4月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童(生徒)の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

[参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ~いじめに対する措置~

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第 202 条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童への支援、加害児童への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童への指導・支援
<ul style="list-style-type: none"> ○被害を受けた児童を徹底して守り抜くとの意識の下、児童に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

[家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

□札幌市立厚別北小学校のいじめ問題に関する相談窓口は、いじめ対策担当教諭です。
 また、担当者他、学級担任や相談しやすい教職員にも、遠慮せず御相談ください。

□学校は、いじめに関する相談は、全て「学校いじめ対策組織：生徒指導委員会」で情報共有し、速やかに対応します。 [連絡先 894-3011 (学校代表電話)]